

アサヒ 議会だより

<http://www.city.ama.aichi.jp/gikai/>



市民ニュースポーツ体験会（7月22日七宝焼アートヴィレッジにて）

6月定例会のあらまし

一般会計補正予算

市政を問う(11議員が一般質問)

2ページ

5ページ

9ページ

6月定例会のあらまし

一般会計に2,808万円を追加

建築関係資料電子化事業などを実施

6月定例会は、6月5日から6月25日まで開かれました。

市長から税条例改正の専決処分の承認、一般会計補正予算など10件が提案され、すべて原案どおり可決しました。

また、議員より議長辞職を求める決議案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決しました。

そのほか、請願3件を審議し、2件を採択、1件を不採択と決定し、最終日に提出された議員発議の意見書を可決し、21日間の会期を閉じました。

外

国人登録法の廃止等に伴い、関係する五つの条例が一括して改正されました。日本に在留する外国人も、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、基礎的行政サービスが提供されるようになります。(3ページに掲載しています。)

あ

ま市国民健康保険税条例の一部が改正され、東日本大震災により被災された国民健康保険加入者の負担の軽減が図られます。(3ページに掲載しています。)

一

一般会計の補正予算を可決しました。2808万2千円を追加し、252億838万2千円としました。追加された内

容は、コミュニティ助成金、建築関係資料電子化事業委託料(緊急雇用創出事業)、下萱津コミュニティ防災センターの浴槽修繕料、理科支援員配置費(甚目寺西小)などです。(5、6ページに掲載しています。)

市

長の報告では、23年度一般会計予算の繰越(明許や事故繰越し(6ページ)などが報告されました。)

任

期満了を迎えるあま市教育委員会委員(小笠原英司氏)およびあま市公平委員会委員(佐藤益美氏)の再任については、同意をし、人権擁護委員(横井公雅氏)の再任については適任と答申しました。

一

般質問は、6月12日に行われました。26人の議員のうち、11人が登壇。通学路の安全対策など、多岐にわたって質問が出されました。(質問の内容は9ページから14ページに掲載しています。)

議

案等審議結果一覧(19ページ)に掲載しています。

外国人登録法の廃止等に伴う

関係条例の整理 関係5条例を改正

外国人登録法の廃止および住民基本台帳法の一部改正に伴い、関係する条例を一括して改正する条例です。

この法改正は、日本に在留する外国人が、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となり、基礎的行政サービスが提供されるようになります。

何力国語の対応ができるか

問 あま市には、何力国の外国人がいるのか。住民基本台帳の手続で何力国語の対応ができるのか。

市民課長 あま市に在住の外国人は40力国ほどになる。日本語をはじめ英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の5力国語に対応している。

外国人住民とは

問 外国人住民とは日本に在住する外国人の内、どのような人をいうのか。

市民課長 日本の国籍を有しない方の内、90日を超えての滞在者および特別永住者をいう。

住基カードは発行されるか

問 日本国民に発行される



市民課の窓口

る住基カードは、外国人住民にも発行されるか。
市民生活部長 外国人住民も住基カードは作れる。ただし、外国人住民が住基ネットに加わるのは施行日からさらに1年以内の予定であるので、それ以降から作ることができる。

討論(要旨)

賛成討論

私どもが一番心配していたのは、在留資格を有しない人にも必要なサービスが提供されるのかどうかということであった。総務省は、この点から在留資格を有しない人にも、必要な行政サービスを提供するように、各省庁と都道府県知事あてに通知を出している。

今回の住基法改正によって、行政サービスの対象範囲が変更されるものでないと認識しており、私どもが心配をしていた内容が解消されているので、この条例に賛成する。

採決結果

全員賛成により、原案どおり可決。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東日本大震災により被災された国民健康保険加入者の負担の軽減を図るために、譲渡所得を有する場合における国民健康保険税の所得割を算定する際の譲渡期限の延長の特例を適用する。

採決結果

全員賛成により、原案どおり可決。



専決処分

税条例の一部を改正する条例

「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」等により、関係規定を改正するもの。

市民税では、年金所得者の寡婦（寡夫）控除にかかる申告手続きを簡素化する。

固定資産税では、地域決定型地方税制特例措置の導入、土地の負担調整措置を原則3年延長する。

主な質疑

問 議会を招集する時間的余裕がなかったことについて。

総務部長 例年、地方税法の改正は年度末に国会で可決される。今回は3月30日に可決された。このため、議決を得る時間的な問題により専決処分とさせていただいた。

特に、今回の税制改正で、固定資産税における土地の負担調整措置の住宅用地に係る措置特例の

いたのか。

総務部長 関係職員が登庁して、専決処分にした分の告示をするなどきちんとした手続をとった。

税制改正については、法律の改正案が出た段階で事務的処理等はい、間に合うような形で処理をした。

問 近隣市町村では、専決処分でなく、議会を開いたところもあるが。

総務部長 弥富市、蟹江町、飛島村は4月17日に議決されている。ただ、課税台帳の縦覧を議決後に行っている。

問 市が定めた下水道除害施設および雨水貯留浸透施設にかかる課税標準の軽減税率の根拠は。

総務部長 国が今まで定めていた軽減税率をそのまま使用した。

問 住宅用地に係る据置特例の負担水準が上がる

ことによる増税額は。

総務部長 23年度ベースで、固定資産税納税義務者3万2630人のうち、影響があるのは7467人で、金額としては平成24年度で653万9000円の増額という試算。



問 東日本大震災にかかわる法改正で、あま市において対象はあるか。

総務部長 あま市では、該当する方はいない。

討論(要旨)

反対討論

固定資産税の据置特例が、平成26年に廃止になる。現在、地価が下がっているもとで評価額を取引価格に近づけるということで、公示価格の2割から3割程度とされていたものが、一気に上がった。そのため、負担調整率というものが設けられた。

地価が下がり続けているも、土地の固定資産税が増え続けているときに、据置特例を廃止していけば、さらに増税になり、あま市でも7400人以上の方々が増税になると言われている。

今でも国保税や介護保険料などの負担で住民生活は大変である。住民生活を苦しめるものになっていくので、この専決処分には反対をする。

採決結果

賛成多数により、原案どおり承認。

(ことば)

【専決処分】

議会が議決すべき事件について、地方自治法の規定により市長が議会に代わって処分すること。

必要な時期までに議決を得るための議会を招集する時間的余裕がないときなどに認められ、処分後の最初の議会で報告し、承認を求めなければならない。

一般会計補正予算

コミュニティ助成金
 建築関係資料電子化事業委託料
 施設管理費（下萱津コミュニティ防災センター）
 教育振興費

18850万円
 3610万円
 6351万円

平成24年度一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2808万2千円を追加し、総額を252億838万2千円とするもので、全員賛成により原案どおり可決されました。

コミュニティ助成金

事業の内容は

問 助成される事業の内容は。

企画政策課長 コミュニティ協議会の活動に使う通信力オケや液晶テレビ、会議用のテーブルや折り畳みいすなどの購入に充てるものである。



施設管理費（下萱津コミュニティ防災センター）

修繕の内容は

問 修繕費35万円の詳細は。

企画財政部長 周辺住民の防災およびコミュニティ形成の活動拠点として利用されている下萱津コミュニティ防災センターの浴槽は、設置から約15年を経過し、老朽化が進んでおり、4月末に

水漏れがあることがわかった。その修繕を行うための予算である。

建築関係資料電子化事業（緊急雇用創出事業）

新規雇用者は

問 何人雇用して、雇用期間はどれくらいか。

建設産業部長 新規に5人雇用し、24年7月から25年3月までの雇用を予定している。

事業の内容は

問 委託する事業の内容は。

建設産業部長 平成7年度以前の約1万8000件の建築確認申請書の入力および付随する申請図面等の地図データの整理、統合を行い、速やかな検索を可能にする事業である。（6ページにつづく）



下萱津コミュニティ防災センター

守秘義務の対応は

問 建築確認にかかわる住民情報の守秘義務に対する対応内容は。

建設産業部長 委託した業者との契約の中に項目を設け、守秘義務を十分に重視して行う。

教育振興費

理科支援員配置事業の目的は

問 理科支援員配置事業の内容と目的は何か。

教育部長 愛知県教育委員会から委託を受け実施する事業であり、小学校5年生、6年生が理科の観察、実験など体験的な学習をする時間に外部の人材を理科支援員として配置し、支援員と教員が協力して授業を行うことにより、理科の授業の充

実化、活性化を図ることや教員が観察、実験等、体験的な学習に関する指導力を向上させることを目的としている。

配置校の選定基準は

問 理科支援員の人数は何人で、配置校（甚目寺西小）の選定基準は。

教育部長 理科支援員の人数は5人で、延べ420時間を予定している。配置校の選定は、各小学校へ事業の希望を聞き取り、市教育委員会からの要望に基づき愛知県から委託されるものである。

学校教育課長 理科支援員を配置できる学校は、原則として、小学校の理科の専科教員が配置されておらず、過去に配置がなされていない学校である。各学校から希望をいただき、校長会などで調整

しており、昨年度が宝小学校和正則小学校、22年度が甚目寺東小学校、21年度は美和小学校、甚目寺南小学校、平成20年度が七宝小学校で理科支援員の事業を行っている。

採決結果

全員賛成により、原案どおり可決。



教員と協力して授業を行う

理科支援員

市長の報告 一般会計予算の事故繰越し

3212万円を
24年度に繰り越す

平成23年度一般会計予算で、甚目寺駅周辺整備事業において用地の受け渡し手続きに支障が生じたとして、3212万4900円を24年度に繰り越す報告が市長よりありました。

工事完了のめどは

る可能性はあるが、速やかに完了できるように県と調整を行っている。

交付金を返還することにならないか

問 あまりにも完成が遅いと、国から交付金を返還せよと言われることはないか。

市長 工事は中断しているが、交付金対象額についてはクリアをしているので、返還は考えていない。

ただ、工事の差し止めなどがあると、また延び

（こ）は

【事故繰越し】

避けがたい事故により、年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用すること。

事故繰越しをしたときは、地方自治法施行令の規定により、議会に報告しなければならない。

議長辞職を求める決議を賛成少数で否決

伊藤嘉規議長の議長辞職を求める決議

伊藤嘉規議長は、昨年6月の議会で、私どもが提出した議長不信任決議の際、指摘したチラシへの記載の箇所については、印刷会社の印刷ミスであったと本会議で弁明されましたが、チラシに記載されているとおり、売主は間違いなく伊藤建築㈱であり、宅地建物取引主任者は議長ご自身となっていますので、このことは議長も承知しているはずです。

議会での発言は事実と異なる虚偽発言とも思われ、議長には重大な責任があります。

なお、不動産取引には個人経営の事業所であっても、会社はもちろんのこと、両方ともに宅地建物取引業の免許が必要であり、伊藤嘉規議長が取締役となっている伊藤建築㈱は5年間にわたり無許可営業であったということは、即ち市民を欺いていたこととなります。

また、伊藤嘉規議長は、公平であるべき議長という立場にありながら、本会議での議員の発言を抑圧するともとれる行為を行ないました。

伊藤嘉規議長が取締役となっている会社などより、たとえ訴外という立場であっても「訴訟」という形で、松下議員の本会議での発言をとらえ損害賠償の訴えを出されました。(結果棄却となりました)

本来議長は、すべての議員が充分発言できるようにとり計らう責務があると考えます。

以上、ここに申し述べた議長の行為は、あま市議会の権威を損ねるものであり、議長をおやめになるべきであります。

よって、ここに伊藤嘉規議長の議長辞職を求める決議を提出するものであります。

提出者 新間賢治
岩本一三
八島 進

6月5日の6月定例会初日に、伊藤嘉規議長の議長辞職を求める決議が提出されました。6月13日の本会議で当事者である伊藤議長が議場から退場し、質疑、討論の後、採決が行われ、賛成11、反対12の賛成少数で否決されました。

主な質疑

問 加藤正議員 提案理

由で「取締役となっている会社が法律違反をし、市民を欺いた」とあるが、市民からの被害報告や刑事事件となったケースはあるのか。

新間賢治議員 市内の同業の複数の方から直接苦言を承っている。買われた方は、まだこの事実を知らないと思う。法律違反なので、今後そのような手法がとられることも予測している。

問 石田良雄議員 本会議での議員の発言を抑圧するともとれる行為とは、どのような行為か。

新間賢治議員 議会の発言は議会の中で処理をすることが基本であるにもかかわらず、議会で行われた発言に対し、訴外という立場であるにしても、自身が役員をしている会社並びに父親から告訴という行為をした。また、自身のブログの

中で、一部の議員に対し、敵であるという言葉を使っている。

問 野中幸夫議員 本会議での弁明において、事実と異なる発言をしたとあるが、発言の本身は。

新間賢治議員 チラシは販売を目的としていない、社名については、印刷会社の校正ミスであると弁明されたが、このチラシは販売を目的としていることは明らかであるという判決が出た。

問 足立詔子議員 民事訴訟法にかんがみると、訴訟を提起した当事者は原告であり、訴外人である議長ではないと思うが。

八島進議員 裁判所の判決は、議長を原告会社の営業責任者として、宅地の説明責任者としての立場で密接にかかわっている、つまり伊藤嘉規氏と原告会社とは、表裏一体であるということを表している。

(8ページにつづく)

(7ページからつづく)

討論(要旨)

反対討論① 本会議での

弁明において、事実と異なる発言をしたとある

が、議長は、「会社名の上部に印刷してある番号は、印刷校正間違いであり、誤解を招くおそれがあると言われれば、そうかもしれません」と言っている。印刷校正間違いというのは、印刷会社ミスというのではなく、依頼主の間違いだと言っていると思われるので、虚偽発言というのは妥当ではない。

5年にわたって無許可営業であり、市民を欺く不正行為をしてきたとあるが、個人の店を伊藤建築株式会社に統合して免許申請し、許可がおりたと聞いている。市民を欺くような不正行為があるならば、申請時点で何らかの行政処分、処罰が

あつてしかるべきであるが、それもなく許可がおりたということは、不正行為であつたとは言えないとするのが妥当だと考える。

たとえ訴外という立場であつても、訴訟という形で損害賠償の訴えを出し、議員の発言を抑圧するような行為をしたとあるが、訴外というのは裁判所用語であり、その事件の当事者、代理人、参加人など、その事件の手續に参加しているもの以外の者につけることになる。裁判所が混同を避けるため、あえて訴外とつけていることを考えても、「訴外という立場であつても、訴訟している」という理論は成り立たない。したがって、訴訟によって議員の発言を抑圧するというのも成り立たない。

賛成討論① 6月12日の

伊藤議長の議会運営は、議員の発言回数に対して差別的な対応があり、これは、見過ごすことができない反民主的なものである。また、同日の議会

であつても、明らかなに全員の協議の中でも明らかなに決めたことだが、特定の議員の一般質問に対して、質問日前日に電話をかけて、その内容についてただしていたことが明らかにした。こういうことは、議会で確認されてきたことから外れて暴走しているのと同じか、あるいは、質問者が議長からの電話でプレッシャーを受けたと感ずるのは当然である。伊藤議長はまさにその職責にふさわしくないと感じる。

さらに、昨年6月議会における松下議員の議会発言が名誉棄損だということで裁判になり、議長は、訴外ということでこの裁判にかかわっている

ことが判決文の中でも明らかになっている。

議会は言論の府であり、我々議員活動の基本は言論であつて、問題はすべて言論によって決定されるのが建前である。

議会においては、とりわけ言論を尊重し、その自由が保障されている。言論の自由がなくなれば、その職責を果たすことができない。議長が、訴外ということではあるが、裁判にかかわってきたことを見ると、言論の府をどう見ているのかということが明確になったと思う。

議長は、あま市議会を代表している。その議長に対して不信任や辞職決議が提出されること自体、あま市議会の権威を著しく低下させるものである。この点からもみずから混乱をつくり出してきたわけである。本来であれば、みずから身を引くことが必要である。

反対討論② 今回の発議

の提案理由で主張されている主な論点は、昨年6月に提出され、否決であつた議長辞職勧告での理由とほとんど変わっていない。この定例会に提出されていることに問題があるわけではないが、一度議決した議員の進退問題を再度提出されるということは、議会の混乱させるものとなり、ふさわしくないものと考え、反対する。

質疑の中で、判決理由をもとに違法性があるとあつたが、制定法を中心とする日本の法律において、判決文で重要なのは主文である。判決理由は、裁判所が主文に至つた理由を説示するものであり、法律と同等の法源性は認められていない。判決理由をもとに違法性を主張することはできない。今回の裁判は名誉棄損に関するもので、会社の違法性を争つたもので

はない。その判決理由をもとに違法性があるということは言えないと思われる。

賛成討論② 最近、議長

のフェイスブックに甚目寺駅のことを書いてあつた。そこに、あま市の議長が、公職の一番トップにいる人が、市を差し置いて「地主さんの説明が要る」と書いている。自分のブログに、「反対派が見ているからこのぐらいにしよう」とも書いている。

我々は市民の皆さんの負託を得てきている。悪いことは悪い、是は是非は非でやらなければいけない。正常な議会に戻すためには、議長が即刻やめることが一番である。議長には資質がない。

採決結果

賛成少数により、原案否決。

市政を問う

問 全国で集団登校中の小学生の列に、自動車が出っ込むという事故が相次ぎ、多くの死傷者が出た。あま市での全小中学校の交通事故の把握は、



加藤 哲生 議員

通学路などの安全対策について

建設産業部長 今後一つ一つ現場をよく調査し、

教育部長 昨年度の交通事故は、小学生が7件、中学生が6件発生した。そのうち登下校中の事故は小学生が2件、中学生が4件あった。

問 安全対策は、父兄や学校現場の方々の切実な声である。危険個所の改善、指導員の数を増員できるのか。

総務部長 交通指導員の増員の予定はないが、危険個所については現地を確認する。

問 敬老会や見守り隊の方々が一生懸命やっているが、ボランティアの方々だけでは限界があり、交通指導員の増員は不可欠である。歩道橋や信号機の設置、交通規制

の追加など、市だけで対応できないことは、県や国で検討することを私も要望しているが、市からも国に要望してほしい。



下校中の子どもと交通指導員

11 議員が質問

加藤 哲生 議員 (9 ページ)

1. 通学路などの安全対策について

寺本 隆男 議員 (10 ページ)

1. 安心・安全な通学路を

野中 幸夫 議員 (10 ページ)

1. 七宝地区の学校にお茶の提供を
2. 下水道受益者負担金廃止を

加藤 正 議員 (11 ページ)

1. 健全な国保運営を
2. 総合型地域スポーツクラブの設立について

橋口 紀義 議員 (11 ページ)

1. 文化・芸術活動と雑誌スポンサーについて

八島 進 議員 (12 ページ)

1. 入札について

岩本 一三 議員 (12 ページ)

1. 生活道路のインフラストラクチャー

足立 詔子 議員 (13 ページ)

1. 非構造部材の耐震対策を

櫻井 信夫 議員 (13 ページ)

1. 地域産業振興の取り組みについて

藤井 定彦 議員 (14 ページ)

1. 巡回バスの運行について

柏原 功 議員 (14 ページ)

1. 地震災害に備えて同報無線の導入を

安心・安全な通学路を



寺本 隆男 議員

問 小中学校別の交通事故
故負傷者数の実態は。
教育部長 昨年度は、小
学生7件、中学生が6件
あった。本年4月からは、
小学生で2件あった。

保険は、通学路の集合場
所への道路も保険の対象
か。
学校教育課長 けが等に
よる医療費、入院費につ
いては、日本スポーツ振
興センターの災害共済か
らの給付となり、死亡、
後遺症が生じた場合は、
全国町村会総合賠償補償
保険からの支給となる。
集合場所までの経路も
保険の対象となる。

問 交通静穏化の手法の
一つイメージハンプにつ
いて。
建設産業部長 警察と協
議の上、検討していく。
問 通学路にもっと擁壁
側溝を取り入れる考え
は。
土木課長 一般の側溝に
比べ約2倍の工事費にな
るので難しいが、検討し
て対応したい。

問 学区内のハザード
マップを作成している
か。
学校教育課長 交通安全
マップについては、各学
校で作成している。防災
マップについては、取り
組み中である。
問 道路関係の権限移譲
の内容は。
土木課長 道路構造令
で、具体的には、幅員、
路肩の幅を決定する。2
番目としては、標識令、
案内標識、警戒標識が道
路管理者の管理下に入る
ので、標識の大きさや、
文字の大きさ等を明示す
る。



道路に書かれたイメージハンプ

※イメージハンプとは
自動車の速度を落とさせるため、
道路の色や材料を変えて、凹凸が
あるように見えるもの。

七宝地区の学校にお茶の提供を



野中 幸夫 議員

問 市内の甚目寺・美和
地域の学校では給食時、
お茶が出されているが、
七宝地域だけ出されてい
ない。市はパートナー
シップ等に力を入れてい

るが、こうした取り組み
に反するのではないか。
**甚目寺西小・美和中な
どの修繕工事が予定され
ているが、内容は。
教育部長** 平成21年6月
中旬に、一部の学校で給
湯器の湯沸かし温度が60
度程度しか上がらなくな
ったため、殺菌能力な
ど問題があるので中止し
た。給湯器の設置を検討
したい。

改修工事については、
屋上の漏水、外壁剥離、
便所の衛生環境、内装な
どが老朽化しているので
改修対象であると考え
る。
**下水道受益者
負担金廃止を**
問 下水道整備に伴う建
設費の一部負担を住民に
求めている。土地1平方
メートル当たり270円
の受益者負担金は、廃止
すべき。

水道整備によって利益を
受ける人たちに負担して
いただいている。
問 分譲マンションに20
軒住んでいる人たちと1
軒の農家の人が、同じ敷
地面積だとすると、マン
ションの方は20分の1の
受益者負担金になり、不
公平ではないか。下水道
の完成が、20年から40年
先と変更されていけば、
建設費、受益者負担金も
増える。

水道整備をする。



小学校での給食の様子

問 合併後、文化協会が一本化された。統合、縮小されたりして、各種団体が活動しづらくなっていないか。

教育部長 統一後の文化



橋口 紀義 議員

協会の団体数は、脱会・統合などで減った数と、新規に加盟された数が同じであり、会員数は53名増えている。

活動面では、合併前に利用できなかった施設も使えるようになり、活動しやすくなっている。

問 文化協会の総会に、なぜ、議員は参加しなかったのかとの市民の声がある。なぜ議員に案内

がないのか。

市長 総会の案内については、文化協会が決めることである。

問 美和文化会館は音響設備が良いと、演奏家に好評である。管理業者が独自の企画で、定期公演を行っている。充実した内容ばかりだ。

市・教育委員会が積極的に協力すべきでは。

教育部長 指定管理業者の独自事業には、今までどおり、でき得る限りの

協力をする。

問 図書館の「雑誌スポンサー事業」について、昨年の6月議会を取り上げ紹介した。HPで広告主を募集しているが、進捗状況は。

教育部長 本年2月に「あま市広告入り雑誌の無償提供に関する取扱要領」を策定し、現在までに4件の申請を受け付け、既に3件は雑誌の提供を受けている。残りの1件も提供を受ける予定



指定管理業者独自公演のポスター

文化・芸術活動と雑誌スポンサーについて

健全な国保運営&夜間の学校体育館開放



加藤 正 議員

健全な国保運営を問 医療費の抑制のために、どのような対策をしているか。

保険医療課長 4人の臨時職員でレセプトの再点検、医療費通知を年6回

被保険者に発送、特定健康診査を年1回、20歳から40歳未満の方に人間ドックに対する補助などを行っている。今後は、より抑制できるように考えていく。

問 国民健康保険運営協議会の委員構成は、近隣市町と比べてかなりの差異があるが今後の方針は。

市長 他の市町の状況を勘案しながら研究し、運営の内容も含めて協議を

重ねていく。

問 近年、柔道整復師等の療養費が急激に上回っているのは、需要が増えたからだと思うが、その他の要因として何が考えられるか。

保険医療課長 考えられるのは、1人の方が何回も通ってみえるか、多部位ということによって、医療費が伸びていると思う。

総合型地域スポーツクラブの設立について

問 クラブの設立予定と拠点となる施設の開放は。

教育長 今年の10月ごろに設立準備委員会を設置し、来年度中をめどに設立したい。

生涯学習課長 施設開放は、総合型地域スポーツクラブが設立された後、拠点施設や活動状況を見ながら検討していく。

レセプトを点検する職員



全員協議会で報告された
入札結果の資料



入札について



八島 進 議員

問 エレベーター改修工事の入札参加者8社中6社がすべて同一価格であった事に関連して。①工事の予定価格が高く設定されていたからではないか。②入札価格設定の

責任者は。③設定価格をどのような方法で策定したか。④今後の対処は。
教育部長 ①建築単価等を用いて設計積算したもので、適正な金額であると考え。②最終決定は市長である。③実施設計業務を受託した会社の見積価格および市場価格を十分勘案して策定した。
市長 ④今後も同様の扱いとする。

問 都市計画マスタープラン策定業務で問題と

なった業者（Ｔ総合コンサルタント㈱）を市民病院整備事業の内造成・調整池等実施設計業務など多くの入札に参加させ、落札業者として取り扱う市の考え方は、節度がなく癒着すら感じられる。
①問題になった業者をここまで大切に扱う理由は。②最低でも1年は指名すべきではないと思うが。

市民病院事務局長 ①前年度に実施した設計業務

において、当該業者に発注しており、業務の関連性を踏まえ、指名業者の1社として選定した。通常の入札手続きに則して、公正に執行している。
総務部長 ②指摘の案件は、本来市が支払うべき報酬を業者に負担するようにつけ加けたことによる不適切な事務処理が原因であるため、指名停止には該当しないと判断した。

生活道路のインフラストラクチャー



岩本 一三 議員

問 建築基準法第42条第2項の生活道路の定義、井領制度について説明を。

土木課長 生活道路は、市町村が管理する道路で

あり、主に地域住民の方の日常生活における交通に利用されるもの。井領は狭い道を広げた道路で、個人所有地が含まれた道路等である。
問 井領は理解しがたいこの地域限定の文言である。1世紀近くも経過すれば、世代もかわる。行政と提供者が一体となつて解決していかなければならないが、今後の改善

方針は。
土木課長 課題であると認識している。世代交代がある中、近隣市町村の動向を見ながら改善していきたい。
問 快適な生活環境整備をするのは行政の仕事である。国交省の補助事業で狭あい道路の整備促進補助事業等もあり、愛知県内でも申請して整備している市町村もある。なぜそのような改善策を講じようしないのか。ま

た、道路・水路として提供し、公共に服しているにもかかわらず、理不尽な課税をしている。現状課税の原則からいっていかがなものか。提供していただいている分を減額することで、下水道の受益者負担金も減るが。
総務部長 非課税申請と測量図や求積図等が提出されれば、現地確認をして、非課税にしている。



市内に残る、「井領」道路の一例



非構造部材の耐震対策を



足立 詔子 議員

問 東日本大震災では、中学校の天井など非構造部材が崩落し、生徒が大けがをする事故が発生した。小中学校における構造物の耐震化は進んでいる反面、非構造部材に対する

耐震化は進んでいない。
① 学校施設における非構造部材の耐震点検は。
② 学校の施設整備等の安全点検の項目に、非構造部材の点検は含まれているか。

化工事は平成25年度以降に施工していく予定。
② 学校安全計画において、落下物等を含んだ学校環境設備の安全点検を、日常および定期的に実施している。

問 屋内運動場のトイレをユニバーサルトイレに改修しては。
学校教育課長 大規模改修でのトイレの改修について、今後、湿式のトイレなど必要箇所も含め改修を考慮する。

※湿式トイレとは
 清掃の際、床に水を流して洗うトイレ。

地域産業振興の取り組みについて



櫻井 信夫 議員

問 商工業振興の具体的な施策は。

建設産業部長 昨年度より、あま市のスゴ技と題して、市内の特色のある製品、商品の情報を市

ホームページで発信し、本市産業の活性化を図っている。事業者融資支援は、小規模企業等振興資金預託金として、9金融機関に1億円を預託することにより、市内中小企業の運転・設備資金の融資を実施している。

問 あま市の生産性アップの施策として、企業誘致はトップダウンでスピードアップを。本市にとって重点分野は。
市長 トップダウンが必要な部分は必ず出てくると思っている。しかし、いろいろな角度で計画的に行う場合は、必ずしもトップダウンがいいとは

限らない。重点分野については、あま市の先端産業など、いろいろな分野の中での潜在能力をいかに発揮するかということを、最初に考えなければならぬ。



市の産業のひとつである刷毛や七宝焼





七宝地内を運行する福祉センター巡回バス

巡回バスの運行について



藤井 定彦 議員

問 2年前の答弁では、運行中の市社会福祉協議会による巡回バスおよび市民病院の巡回バスの運行実態の把握、近隣市町の巡回バス、コミュニティバスの運行実態も調

査をしているとのことであつたが、この2年間、巡回バスに関してどこまで議論が進んでいるか。
企画財政部長 昨年度までは、他自治体の状況やさまざまな交通体系の調査を行ってきた。今年度から、市民の代表、学識経験者、民間の交通事業者、国および県の関係機関、そして市職員を含む21名の委員で構成する「あま市地域公共交通会議」を設置し、あま市と

して最適で持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた検討を開始した。
問 6月1日に第1回目の会議が開催されたとのことだが、議会に対して、スケジュールも含め資料等の提出は、巡回バスに対する市長の考えは。
企画財政部長 「あま市審議会等の会議の公開に関する要綱」の施行に伴い、市政運営の正確性の確保と、市の政策形成過程の透明性の向上、市政

への市民参加の促進など、一層開かれた市政の推進を図るため、市が開催する審議会などの会議は原則公開とし、事前の会議日、会議録については、ホームページにおいて公表している。
市長 住民ニーズに合った地域公共交通体系を構築していきたい。

地震災害に備えて同報無線の導入を



柏原 功 議員

問 あま市のどこにいても緊急地震速報が感知できるシステムは、同報無線が一番有効ではないかと思う。前年も同じ質問をしたが、そのときは、

システムの導入に予算が10億円必要との回答であつた。今は、半額程度できると聞いている。県の補助が、2分の1になっていると思うので、市民の安全のために、設置をぜひ求めたい。
総務部長 同報無線の場合、あま市内全域27平方キロメートルの中で親局を1局設け、拡声器の局として116局が必要

で、設置費用として約5億円の費用がかかるという試算が出ており、やはり、まだ高額である。また、同報無線での配信は、風水害、特に台風時などは、聞き取りにくい面があり、屋外拡声器だけでは効果不十分であると考えている。

そこで、防災無線よりも対応がしやすく、安価で有効な手段として、コミュニティFMを優先したいと考えており、開局に向け検討を進めている。



同報無線の屋外拡声器

○あま市非核平和都市宣言に関する請願書

○「原発ゼロ」をめざし、自然エネルギーの

本格的導入を求める請願

2件を採択

あま市非核平和都市宣言 に関する請願書

◇請願人

西本 伸ほか1名

◆紹介議員

野中 幸夫

加藤 哲生

▽請願の趣旨

わが国は、1945年8月に広島・長崎で、人類史上初めての原爆の被害を受けました。さらに、1954年3月には、アメリカのビキニ環礁での水爆実験による被害を受けたことは、よくご存じのことと思います。

世界の恒久平和は、全人類共通の願いであり、

特に核兵器の廃絶は、国際政治の中でも、重要な

緊急の課題となっております。

「NPT再検討会議」においても、アメリカ

力を始めとする核保有国が、核兵器廃絶への努力

を、明確に約束しています。

核兵器全面禁止を願う人々の願いを実現する

ために、全世界の多くの自治体が、非核平和宣言

をしています。わが国でも、全自治体の86・9%

にあたる1556自治体に

が宣言をしています。愛知県でも、全国平均には

及びませんが34自治体

(61・8%)が宣言をして

います。(2012年4

月1日現在)旧甚目寺町

も、非核平和宣言を行っ

ていました。平成の大合

併で、宣言が失効した自治

体も、再宣言を行って

います。あま市におかれ

まして、住民の平和で安全に生きる権利を保障

するために、同様の趣旨

で宣言をしていただくよう、請願致します。

▼請願項目

本年度6月議会において、「あま市非核平和都市

宣言」を採択下さい。

採決結果

全員賛成により、採択。

大飯原発3・4号機の再稼働を許さず原発からの撤退への取り組みを求める請願書

◇請願人

日本共産党あま市委員会 市委員長 亀卦川 参生

参生

◆紹介議員

野中 幸夫

加藤 哲生

▽請願の趣旨

野田佳彦首相と枝野幸男総産相ら3閣僚は4月9日、関西電力大飯原発3・4号機(福井県おおい町)の再稼働について、

関西電力からの「安全性向上」への工程表を大筋

で了承、「電力不足」状

況を精査した上で再稼働

判断に踏み切る構えで

す。

大飯原発再稼働の関係

閣僚会合は、開始3日間

で「基準づくり」、3日間

で基準に合わせた「対策

づくり」という、「安全

抜きで再稼働ありき」の

準)は、新たな安全対策

の実現ではなく計画を出

せば認められ、基準も「ス

トレステスト」(耐性試

験)で実施済みでは、新

たな実効ある「安全基準」

にはなり得ません。

世論調査でも62%が再

稼働に「反対」と回答し、

政府の安全審査を「充分

でない」と回答した方は

84%に達しています(毎日

4月2日付け)。また、愛知県の中小企業経営者

へのアンケートでも、「時期尚早」を含め再稼働に

反対する意見が7割近く

(「中日」4月2日付け)を占めており、

(16ページにつづく)

(15ページからつづく)
国民の多数が再稼働に反対しています。

福島原発事故は、原発から100 km以上離れた

地域の人々をも苦しめています。福島原発の事故でも放射性物質は同心円状に広がらず、風向きや地形によって拡散することが明らかになっています。

あま市は大飯原発から約110 kmです。大飯原発からは、伊吹おろしのような風に乗って数時間

間で放射性物質があま市を始め愛知県内に飛来する危険が指摘されています。あま市は文字通り、地元として、市民の安全と健康を守る責務があります。

▼請願項目

世論調査でも多数が認めていない大飯原発の再稼働を許さず、原発からの撤退へあらゆる努力を行うこと。また、あま市は、大飯原発で重大事故が発生した場合に被害が

想定される「地元」として、政府に大飯原発の再稼働をしないよう要請することは多くの市民の要望でもあります。

大飯原発を所有する関西電力と、実効性のある安全協定を締結すること、市民の安全と安心を守る上で重要になっています。

よって、本請願を採択し意見書(案)を愛知県知事への提出を求めます。

討論(要旨)

賛成討論

大飯原発周辺にある複数の活断層が連動したら、関西電力の想定を超える揺れが襲ってくるという試算結果が出ている。

変動地形学者の東洋大学教授らは、大飯原発の敷地内に活断層が存在すると指摘している。政府が導入したストレステストで、大飯原発3・4号

機は、昨年3月11日の東北地方太平洋沖地震の数千分の1の規模である新潟中越沖地震に襲われれば、炉心損傷に至るとい

う結果になっている。また、津波の衝撃を弱めるための防波堤のかさ上げや、防潮堤の設置が完了するのは、2014年3月だと言われている。

さらに、大飯原発が立地する若狭湾沿岸では、歴史的な文書にこの地方を大きな津波が襲ったという記述があるとされ

ており、大飯原発がどんな津波に襲われるか、科学的な検証がされていない。津波に耐えられる保証があるとは言えない。

政府が示した30項目の安全対策は、多くが先送りされている。しかも、

原発の防災対策は、福島第一原発事故で抜本的な見直しを迫られているのに、放射能被害の予測や住民避難の計画すら見通しが立っていない。こん

な状態で、大飯原発の再稼働を強行するのは、まさに住民の命と安全を危険にさらすものである。

世論調査の結果でも、多数が認めていない大飯原発は許さず、原発からの撤退へあらゆる努力を行うことが必要である。

あま市は大飯原発で重大事故が発生した場合、被害想定される地元として、政府に大飯原発の再稼働しないように要請していくことは当然であり、県にも要請していか

なければならぬ。市民の要望を受けとめて、この請願書を支持する。

採決結果

賛成少数により、不採択。

「原発ゼロ」をめざし、自然エネルギーの本格的導入を求める請願

◇請願人

西岡 和夫ほか7名

◆紹介議員

野中 幸夫
加藤 哲生

▽請願の趣旨

2011年3月11日の東日本大震災は、未曾有の大災害となった。この災害を原因とした東京電力福島第1原子力発電所の事故は、炉心溶融(メルトダウン)を起こし、水素爆発で建屋が破壊されると同時に、広範囲に放射性物質が放出され住民が長期にわたる避難を余儀なくされている。また、海への汚染水の放出など、農水産物にも重大な被害を与えており、発生から1年2カ月以上経つが事態はいまだ収束のめどがたっていない。

一度放出された放射性物質を無害にする技術、および、使用済み核燃料の再処理を安全に行う技術を持ち合わせていないのが現実である。よって安全なエネルギーへの転換が求められており、中でも自然エネルギーはその可能性が大である。わが国のエネルギーとなる資源量(エネルギー導入ポテンシャル)は、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも、20億キロワット以上と推定(環境省試算)されており、原発54基の発電能力の約40倍になっているとともに、日本の自然エネルギーの技術は、世界でも先進的なものである。

よって、国に対して、「原発ゼロ」をめざし、自然エネルギーを重視する政策に転換するよう求める、下記項目を請願する。(17ページにつづく)



採決結果
全員賛成により、採択。

(16 ページからつづく)
▼請願項目
「原発ゼロ」をめざし、自然エネルギーの研究、開発と普及、法整備と自然エネルギーの普及、促進を図るための補助制度などの拡充を求める意見書を、関係機関に提出してください。

意見書を国に提出

「原発ゼロ」を目指し、自然エネルギーの開発と普及を求める意見書

6月定例会で1件の意見書が提出され、全員賛成により可決しました。
可決した意見書を、国の関係機関に提出し、実現するよう要請しました。

「原発ゼロ」を目指し、自然エネルギーの開発と普及を求める意見書

2011年3月11日の東日本大震災は、未曾有の大災害となった。この災害を原因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故は炉心溶融（メルトダウン）を起こし、水素爆発で建屋が破壊されると同時に、広範囲に放射性物質が放出され、住民が長期にわたる避難を余儀なくされている。また、海への汚染水の放出など、農水産物にも重大な被害を与えており、発生から1年3カ月以上たつが事態はいまだ収束のめどが立っていない。

一度放出された放射性物質を無害にする技術及び使用済み核燃料の再処理を安全に行う技術を持ち合わせていないのが現実である。よって安全なエネルギーへの転換が求められており、中でも自然エネルギーはその可能性が大である。我が国のエネルギーとなり得る資源量（エネルギー導入ポテンシャル）は、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上と推定（環境省試算）されており、原発54基の発電能力の約40倍になっているとともに、日本の自然エネルギーの技術は、世界でも先進的なものである。

よって、国におかれては、「原発ゼロ」を目指して、原子力発電中心のエネルギー政策から自然エネルギー政策に転換するよう、下記事項を強く要請する。

記

- 1 世界でも先進的な日本の技術を生かし、自然エネルギーの技術により高めるため、研究、開発に取り組むこと。
- 2 それぞれの地域に固有の自然エネルギーを活用するため、“町おこし”と結びつけた開発に対して、交付金などを支出すること。
- 3 自然エネルギーの普及、促進を図るため、自然エネルギーによる電力の買い取りを、固定価格での全量買い取り制度に改善し、設置にかかる補助制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 25 日

愛知県あま市議会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
経済産業大臣 環境大臣 殿

（ことば）

【意見書】

市議会としての考えや意思を意見としてまとめた文書のこと。

また、市民などから意見書の提出を求める請願（陳情）が提出されることもあります。請願（陳情）が採択された場合は、議員発議で意見書を提案し、採決することになります。

採決の結果、可決された場合、地方自治法に基づき、国や県などの関係機関へ提出されます。

討論(要旨)

賛成討論 人類史上最悪

のレベル7の災害事故となった原発事故は、1年以上を経過しても、収束せず、逆に深刻さの度合いを深めている。

福島原発の重大事故を経験して、日本でも世界でも原発撤退を求める声が大きく広がっている。ドイツ政府は、2022年までに原発から全面撤退することを決定し、発電量の40%を原発に依存しているスイスも撤退を決めた。重大事故を起こした当事国である日本がどうするか、世界が注目している。

今、多くの国民の中でこのまま原発を続けていいのかという、真剣な模索と探求が広がっている。若い世代や広範の人たちが声を上げ、新しい運動の波が起きている。歴史的な転換を実現する条件と可能性は大きく広

がっている。

どうか、党派を超えて国民の間で対話と協働を広げ、原発からの撤退と、自然エネルギーの開発と普及という一致点で、国民的合意をつくりあげようではありませんか。

採決結果

全員賛成により、原案どおり可決。

請願・陳情の提出方法

平成 年 月 日

あま市議会議長 殿

〇〇〇についての請願書
(陳情書)

請願(陳情)者の住所
氏名 印

紹介議員 署名または記名押印

請願(陳情)の趣旨

請願(陳情)の項目

- ・ 〇〇〇〇
- ・ 〇〇〇〇

市民の皆さんのご意見やご要望を市政に反映させるための方法として、請願書・陳情書を市議会に提出することができます。

請願書・陳情書には、日本語で次の事項を記載して議会事務局まで提出してください。

- ① 提出年月日、あて名(あま市議会議長 へ)
- ② 請願者・陳情者の住所および氏名(団体の場合は、所在地、名称、代表者の氏名)ならびに押印。電話番号は提出時にお知らせください。
- ③ 請願・陳情の件名
- ④ 請願・陳情の趣旨(内容)
- ⑤ 請願・陳情の具体的な項目
- ⑥ 請願書の場合には、紹介議員1名以上の署名(または記名、押印)が必要です。

議 案 等 審 議 結 果 一 覧

件 名	付託先 委員会	委員会の 審査結果	本会議の 議決結果	記事掲載 ペー ジ
伊藤嘉規議長の議長辞職を求める決議について	付託省略		賛成少数 原案否決	7 ページ
専決処分の承認を求めることについて (あま市税条例の一部を改正する条例について)	付託省略		賛成多数 承 認	4 ページ
外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例について	厚 生	全員賛成 原案可決	全員賛成 原案可決	3 ページ
あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	厚 生	全員賛成 原案可決	全員賛成 原案可決	3 ページ
愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	厚 生	全員賛成 原案可決	全員賛成 原案可決	—
海部地区急病診療所組合理約の変更について	厚 生	全員賛成 原案可決	全員賛成 原案可決	—
海部地区環境事務組合理約の変更について	厚 生	全員賛成 原案可決	全員賛成 原案可決	—
平成24年度あま市一般会計補正予算(第1号)	総務文教 建設産業	全員賛成 全員賛成	全員賛成 原案可決	5 ページ
あま市教育委員会委員の任命について(小笠原英司氏)	付託省略		全員賛成 同 意	—
あま市公平委員会委員の選任について(佐藤益美氏)	付託省略		全員賛成 同 意	—
人権擁護委員候補者の推薦について(横井公雅氏)	付託省略		全員賛成 適任と答申	—
あま市非核平和都市宣言に関する請願書	総務文教	全員賛成 採 択	全員賛成 採 択	15 ページ
「原発ゼロ」をめざし、自然エネルギーの本格的導入を求める請願	総務文教	全員賛成 採 択	全員賛成 採 択	16 ページ
大飯原発3・4号機の再稼働を許さず原発からの撤退への取り組みを求める請願書	総務文教	賛成少数 不 採 択	賛成少数 不 採 択	15 ページ
「原発ゼロ」を目指し、自然エネルギーの開発と普及を求める意見書の提出について	付託省略		全員賛成 原案可決	17 ページ

定例会最終日 7名の市議が退席し議案審議応じず

25日、本会議前の議会運営委員会において、議長辞職勧告決議の提出に関連し、議長の進退についての質問があり、議長から、このまま議長を継続すると表明があったことを受け、本会議開催直後、八島進議員より「私は、この本会議において議長辞職勧告決議案に関し、議長の倫理的資質および議会運営の未熟さ、不手際について不信のきわみである。よって、この議会の審議には応じられない」と本人を含め7名の市議が議場を退席する異例の事態となった。

その後、正副議長および議会運営委員会の正副委員長が退席議員に対し、着席を求めたが応じず、7名不在のまま会議の開催条件である定数の半数以上の出席があったため審議は続行された。

あま市議会

検索

<http://www.city.ama.aichi.jp/gikai/>

○議会中継…本会議での一般質問の様子や議長など役員改選時の臨時会の模様を、ケーブルテレビのクローバーチャンネルにて放映します。放映は生中継とその日の午後7時から再放送しています。

○会議録検索…本会議や委員会の会議録を公開しています。探したい言葉を入力すれば容易に検索することができます。

本市議会では、上記のほかにも、次期議会の日程予定や議会だよりもホームページにて公開しています。お気軽にご覧ください。

あなたも議会を傍聴しませんか？

今、あま市ではどんなことが議論されているのだろうか。また、どんな計画があってどう進んでいるのであろう。あなたの身近なことも議会で論議されているのかもしれない。あま市役所基目寺庁舎3階の議会事務局で、住所・氏名などを記入していただくだけで、誰でも傍聴できます。白熱した質問と答弁を、あなたもぜひ見に来られては…。



次回の定例会は、9月6日（木）からの予定です。

「市民の声」を

あま市議会だよりに対する「市民の声」を、お待ちしております。どうぞお気軽にお寄せください。

なお、応募数によっては、掲載されないこともありますので、よろしくお願ひします。

- ・応募方法は F A X、郵送、Eメール
- ・あて先は 〒490-1198
愛知県あま市基目寺二伴田 76 番地
F A X 052-444-4055
Eメール giji@city.ama.lg.jp
- ・文字数は 50字以上、350字以内をお願いします。
- ・応募にあたって 住所、氏名、電話番号を必ず記載してください。採用された方には、議会だより編集特別委員会より予めご連絡申し上げます。また、氏名は「市民の声」の記事に合わせて、掲載させていただきます。

募集します

9月定例会予定

9月6日(木)	議案説明
9月13日(木)	一般質問 議案質疑
9月18日(火)	
9月19日(水)	
9月25日(火)	総務文教委員会
9月26日(水)	厚生委員会
9月27日(木)	建設産業委員会
10月2日(火)	討論・採決

※日程は変更となる場合があります。

編集後記

あま市民の皆さん、今年の夏はいかがお過ごしですか。スポーツの世界では、ロンドン五輪が開催され、日本の選手は「がんばろう。日本」の絆を合言葉に活躍されました。

私たちも議会だよりを通じて市政の情報・事業をいかに分かりやすく、また、関心を持って頂くための一助になり、「架け橋」となればこんなうれしいことはありません。これからも議会だよりをご愛読のほどよろしくお願いします。

■議会だより

(吉川)

編集特別委員会
委員長 加藤 正
副委員長 加藤 哲生
委員 杉藤 憲二
新間 賢治
吉川 景男
花木 敏行
八島 進
水谷 康治
足立 詔子

発行／あま市議会 編集／議会だより編集特別委員会

〒490-1198 愛知県あま市基目寺二伴田 76 番地 TEL 052-444-3174 FAX 052-444-4055